

沖縄県社会福祉協議会 災害救援マニュアル



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

沖縄県社会福祉協議会災害救援マニュアル

I. 社協が災害対策に取り組む理由について	2
1. 災害と災害ボランティア活動	
2. 災害対策はコミュニティーワークの延長線上にある	
3. 災害時こそ社協の存在意義が試される	
II. 県社協災害救援本部の設置と解散までの流れ	3～19
1. 本部の設置と解散までの流れ	
2. マニュアルを適用する災害について	
3. 具体的手順について	
Step 1：災害発生時の情報収集	4
Step 2：緊急会議の開催	7
Step 3：先遣隊の派遣	9
図解 1 「災害救援本部組織図」	11
Step 4：県社協災害救援本部の設置	12
Step 5：本部の解散および平常時の取り組みについて ..	16
III. 災害救援ボランティアセンターについて	19～28
1. 目的	19
2. 災害救援VCによる支援の4C	
3. 災害時のボランティアについて	20
図解 2 「災害時における被災者と支援の相関図」	20
4. 運営と役割	21
図解 3 「時系列 県災害救援VCの主な動き」	25
5. 閉所	27
6. 閉所後の支援	27
IV. 様式集	

I. 社協が災害対策に取り組む理由について

1. 災害と災害ボランティア活動

地震や台風、水害、土砂災害等の自然災害は近年、全国各地で猛威をふるっています。住民は住まいや家財に被害を受け、場合によっては家族や知人を失い、深い喪失感と不安を抱えながらの生活を余儀なくされます。生活の再開、町の機能回復には、大きな負担と不安を強いられます。

近年、被災地において被災された方々の支援に重要な役割を果たしているのが、災害ボランティア活動です。混乱や困難な状況が続いている被災地では、地元の公助、共助、自助力が低下しています。そこに駆けつけ、被災者ニーズに応え、一日も早い復興を被災者と共に目指す災害ボランティア活動は、被災地において欠かせないものとなっています。

被災者支援に絶対的に必要な存在である災害ボランティア活動の拠点となるのが、災害ボランティアセンターですが、その多くが地元の社会福祉協議会が、NPOや青年会議所等の機関と協働で設置しています。社会福祉協議会は、災害時に、住民の復旧・復興課題、生活課題に正面から向き合い、被災者ニーズをボランティア活動につなぐ総合調整を行っています。

2. 災害対策はコミュニティーワークの延長線上にある

社協は、日頃から地域の各種団体・関係機関とネットワーク化を図り、住民とともに地域の福祉課題の解決や課題の芽を摘む活動に取り組んでいます。地域での、つながりづくり、支え合い活動は、ひとたび災害が発生した時にもその力を発揮することができます。

そこに、社協が持つ福祉ネットワークや災害ボランティアの力をつなぐことで、被災地で被災した住民の立場にたった支援活動が可能となります。更に、災害によって破壊された日々の暮らしやつながりを再生し、長い期間にわたって住民に寄り添う支援ができるのは、まさに社協の役割であり、被災地におけるコミュニティーワーク実践です。社協が災害対策に取り組むのは社協そのものの使命と言えます。

3. 災害時こそ社協の存在意義が試される

被災地では、社協の存在意義が試されます。日頃からコミュニティーワークにしっかりと取り組んできたかどうか、要援護者の生活を住民やサービスを通じて支えてきたかどうか、組織の危機管理はできていたかどうか、関係機関とのネットワークを活用できるのか等、さまざまな場面で社協の力量が試されます。

もちろん、これは、県社協も同様です。市町村社協の支援要請に、いかに迅速かつ的確に応えられるかで、県社協の存在意義が問われます。平常時から、災害対策に取り組むことが必要です。

Ⅱ. 県社協災害救援本部の設置と解散までの流れ

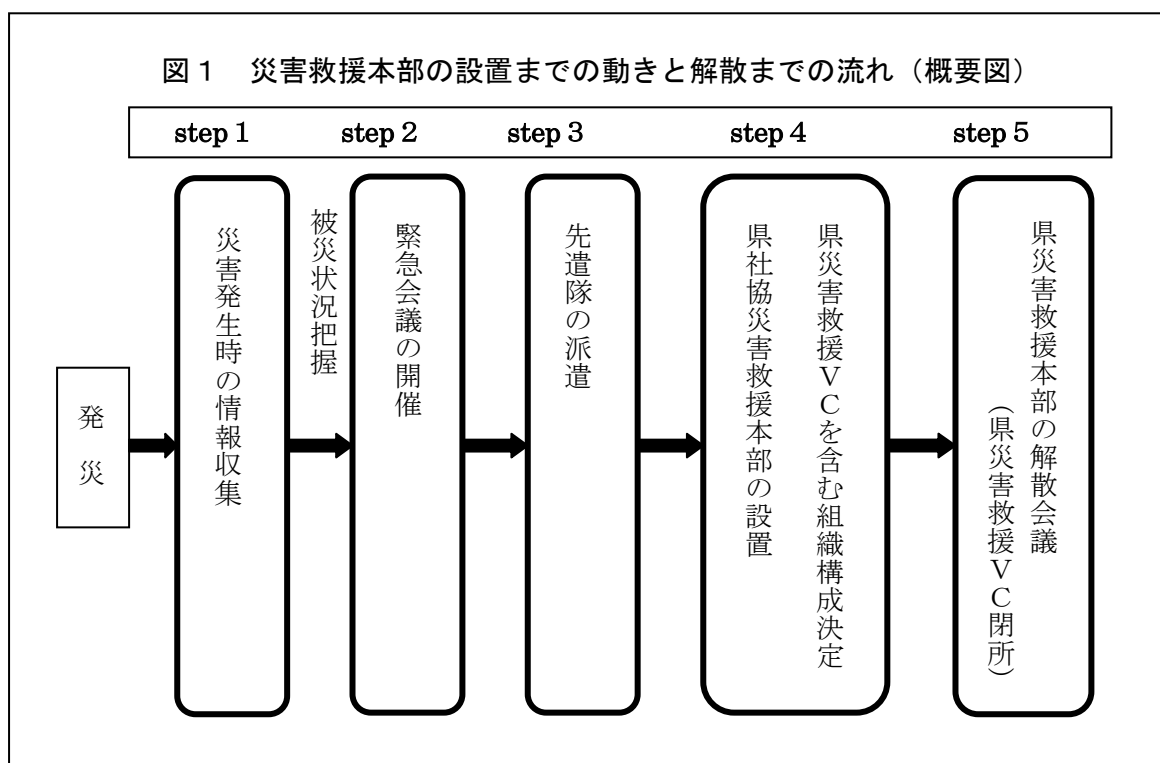
1. 本部の設置と解散までの流れ

適切な被災者、被災地支援が行えるようにするためには、県社協災害救援本部（以下、「本部」という）の体制を整備することが重要です。

災害発生時の情報収集を迅速かつ丁寧に行い、緊急会議を開いて、当面の支援の必要性などについて協議し、先遣隊を派遣するなどして、本部設置の可否を決定します。

本部設置後は、県災害救援ボランティアセンター（以降：VC）をはじめとする各班が連携し、支援にあたります。その後、被災地域の緊急的な支援ニーズが終息したら本部を解散します。

本部の設置については、4ページに示す大規模な災害を基準にしていますが、本部を設置しない場合にも、必要とされる支援行動を行います。



2. マニュアルを適用する災害について

災害の種類と規模によって求められる対応も変わってきます。ここでは、本マニュアルを適用する可能性のある災害の種類や規模・状況について記述します。

災害の種類	台風、地震、津波、集中豪雨による土砂災害、風水害、大規模火災、その他
災害の規模	家屋の倒壊や浸水、土砂災害等による道路の寸断等により多大な人的・物的被害が出ており、住民生活に大きな支障をきたすおそれのある規模
被災地の状況	上記の規模に関わらず、被災地（市町村社協）から県社協に対し、災害救援の要請があるとき。また、被災地からの要請がない場合でも、県社協による災害救援が必要と判断される時。

災害によっては、マニュアルを適用するかどうかの判断に迷うケースも想定されますが、初動の遅れを回避するため、このような場合は、「Step 1：災害発生時の情報収集」に進み、必要な情報収集を行った後、マニュアルの適用を継続するか判断するものとします。

3. 具体的手順について

本部の設置までの動きと解散までの流れに関する具体的な手順は、以下の Step 1 から Step 5 までのとおりです。

Step 1：災害発生時の情報収集

被災状況の把握のための情報収集を迅速に行うことが災害救援の第一歩です。ただし、災害発生時の状況に応じて、どのように情報収集にあたるのかを整理しておく必要があります。ここでは、災害発生直後に災害に関する情報収集や連絡調整を行うことを「初動体制」と呼ぶこととします。

(1) 初動体制の決定

事務局長は、被災地の情報を第一に、加えて気象情報や行政機関等により得られた状況等を参考に、各部・所長と協議し、会長の了解を得て、初動体制を決定します。この時、各部所長や職員に対し、災害に関する情報収集や連絡調整を指示します。また、被災地の市町村社協から災害支援の要請があった場合についても同様に、災害に関する情報収集や連絡調整を命じます。

ただし、災害の状況によっては、職員の安否確認や安全確保を優先させ、二次被害を防ぐことも重要です。

ケース A	<p>県社協近隣地域に直接の被害が生じていない場合</p> <p>先島地方や離島地域で台風が通過した場合。その他、県社協から離れた地域での地震、津波、水害、土砂災害等の災害</p>
	<p>⇒県社協職員は、通常通りの勤務が可能である。事務局長は、各部所長や職員に対し、災害に関する情報収集や連絡調整を指示します。</p>
ケース B	<p>県社協近隣地域に被害が生じているが、通常通りの勤務が可能な場合</p> <p>本島地域を台風が通過した場合等で、各地に被害が出ているものの、通常の勤務体制を再開できる程度の災害</p>
	<p>⇒暴風警報が解除される等、通常通りの勤務再開が可能になった段階で、事務局長は職員に対し、災害に関する情報収集や連絡調整を各部所長を通じて指示します。</p>
ケース C	<p>県社協近隣地域に甚大な被害が生じており、通常通りの勤務ができないため、職員の安否確認・安全確保を取る必要がある場合</p> <p>本島地域での地震の発生、台風通過等により甚大な被害が出ており、通常の勤務体制を再開することが困難な状況の場合</p>
	<p>⇒事務局長は、各部・所長を通じ、当該所属部員の安否確認を行う。事務局長は、状況に応じて職員を県社協に出勤させ、災害に関する情報収集を通じて連絡調整を各部所長や指示します。</p>

※事務局長が被災等により連絡が取れない場合は、事務局長が復帰するまでの間、総務企画部長（総務企画部長と連絡が取れない場合は地域福祉部長）が代理を務める。

（２）災害に関する情報収集や連絡調整にあたる時間帯と場所

必要に応じて、通常の勤務時間帯以外の時間帯にも災害に関する情報収集や連絡調整を指示します。また、原則として県総合福祉センターで行いますが、被災の状況によっては、それ以外の場所での活動を指示する場合があります。

（３）初動体制における業務内容

最初に、地域福祉部は、被災地の市町村社協と連絡を取り、被災地情報を入手します。ただし、災害の状況によっては、この限りではありません。その後、必要に応じて、各部・所の職員を含めた初動体制がスタートします。

初動にあたる職員は、県災害対策本部・被災地市町村社協等との連携を密にし、県内の被災状況の情報収集・伝達等を行います。初動体制における連絡調整および情報収集の手順は、次ページに示す「参考資料 1」のとおりです。

参考資料 1

初動体制における連絡調整および情報収集の手順

1. 初動体制にあたる職員への指示

事務局長は、地域福祉部、総務企画部、施設団体福祉部の職員を中心に情報収集を指示します。

2. 連絡調整と情報収集

- (1) 県内市町村社協および市町村に対する被災状況および支援要請の有無に関する照会・情報集約・伝達
 - ・地域福祉部は、被災地の市町村社協へ連絡し、被災地の状況、当該市町村の災害対応の状況や今後の見通し等について聞き取りをします。その時点で可能であれば、県社協や近隣市町村社協への支援要請の有無について確認します。
 - ・市町村社協への連絡・聞き取りとあわせて、市町村（行政）等に対しても連絡や情報収集を行います。
- (2) 県災害対策本部または県福祉・援護課へ初動体制をとった旨の連絡
 - ・総務企画部は、県災害対策本部（本部が設置されていない場合は県福祉・援護課）へ初動体制をとった旨の連絡を行い、その後、県との連絡調整の窓口となります。
- (3) 県内における被災情報の収集・伝達
 - ・施設団体福祉部は、被災地の福祉施設等に対し、被災の状況や利用者の状況および支援要請の有無について聞き取りを行います。
- (4) 気象情報、地震震度等に関する情報の収集・伝達
 - ・インターネットや報道を通じて、気象情報や地震の震度、余震や津波の危険性等に関する情報収集を行います。
- (5) 全社協、九州ブロック社協との連絡調整
 - ・総務企画部は、全社協および九州ブロック幹事社協に対し、県内の被災状況や県社協の対応（初動体制）等について連絡し、問い合わせの窓口となります。連絡方法については FAX や E メール等を活用します。
- (6) 事務局長への報告と早期対応を要する事案が生じた場合の連絡、伺いおよび実行
 - ・初動体制にあたる部所は、情報を取りまとめ、事務局長へ報告します。この時、早急に対応を要する事案が生じた場合は、事務局長へ報告し、必要な指示を仰ぎ、その実行にあたります。

(4) 初動体制の解除

事務局長は、各部・所長と協議し、継続的な情報収集や連絡調整の必要性がないと判断した場合には、会長の了解を得て、初動体制を解除することができます。

なお、本部が設置された場合は、本部体制に移行するものとします。

<補足説明>

被災から初動体制を開始し緊急会議を開催するまでは概ね1日から2日程度で進行していくことが想定されます。タイムスケジュールについて本マニュアルで具体例を示していないのは、災害の種類や被災の程度、被災地の状況によってスケジュールに変動が生じるためです。被災地のボランティアセンターが機能するために、設置から運営までの後方支援を行うことが県社協の役割です。そのために、被災地の状況に応じた的確な対応を心がけます。

Step 2 : 緊急会議の開催

初動体制において収集した被災地の状況に関する情報を元に、今後の災害救援について協議する緊急会議を開催します。

(1) 緊急会議の招集

会長は、常務理事、事務局長、事務局次長および部・所長をメンバーとする緊急会議を招集し、議長を務めます。この時、会長と連絡が取れない場合または、会長の出席が困難な場合は、次の順で緊急会議を招集し、議長を務めることができます。

①常務理事 ②事務局長 ③総務企画部長 ⑤地域福祉部長（県 VC 所長）

(2) 緊急会議の構成員

緊急会議の構成員は、会長、常務理事、事務局長および各部・所長とします。ただし、交通機関の不通等により会議出席がかなわない場合は、その者を除いて開催することができます。また、会議を招集する者の判断により、構成員以外の者も必要に応じて会議に参加することができるものとします。

(3) 緊急会議における協議事項

緊急会議で協議すべき主な事項

- これまでに収集した情報の共有
- 先遣隊の派遣について（派遣の要否、派遣先、派遣者、派遣者の業務内容等）
- 関係機関への情報発信について（県内の市町村被災状況、災害救援ボランティア支援の要請状況等）
- 各関係機関との連携について
- 直ちに災害救援活動を実施する必要がある事項への対応策について
- 本部の設置および本部を担当する職員の人選と役割分担について
- 本部の活動経費について
- 第1回本部会議開催について
- 通常業務継続の有無（継続、順延、中止等）と通常業務体制について
- 本部や災害救援VCの立ち上げを要しない場合の被災地支援や対応について
- その他、必要な事項について

(4) 会長不在時の協議結果の報告および実施決定

会長不在中に緊急会議を開催した場合は、事務局長または緊急会議の議長は、協議結果を速やかに会長に報告するとともに、その実施について会長の決定を得るものとします。

(5) 本部を設置しない場合の対応

緊急会議での協議の結果、本部を設置しない場合も、被災地市町村社協等への支援方法等について緊急会議で協議し、必要な対応を講じるものとします。

(6) 関係機関への情報提供

緊急会議の決定事項の他、必要な事項については主に次の関係機関へ連絡します。

総務企画部	全社協、県災害対策本部（県福祉・援護課）、県共同募金会、九州ブロック社協、その他
地域福祉部	県内市町村社協
県ボラセン	市民活動支援組織、関連 NPO
施設団体福祉部	各種別協議会

Step 3 : 先遣隊の派遣

先遣隊は、県社協職員が被災地に赴き、現地の市町村社協等の関係者と協議し、支援の受け入れに必要な情報収集や体制整備を行うことを目的に派遣されます。

(1) 先遣隊の派遣決定

先遣隊の派遣は、緊急会議において派遣者、人数、派遣先、派遣者が実施すべき業務、派遣に係る経費負担等について協議し、事務局長が会長の承認を得て実施します。

(2) 先遣隊の派遣

先遣隊は、被災地ごとに原則として複数名派遣します。

先遣隊には、部長もしくは副部長級の職員を含めることとし、派遣先での情報収集や関係者との協議、県社協への報告等を担います。

<補足説明>

現地で災害救援 VC の設置が必要と思われる場合には、災害 VC の立ち上げに向け、市町村社協事務局長等と具体的な協議を行い必要な助言をする必要があります。県社協と市町村社協のパイプ役を果たすには、被災した市町村社協の活動状況に詳しく、役職員と面識のある職員を派遣することが求められます。災害の規模や状況にもよりますが、県社協職員が現地入りすることで、被災地の市町村社協に安心を届けることも大切な役割です。

(3) 先遣隊の役割

先遣隊の役割として想定されるのは、次のとおりです。

- ①被災地における被害状況等の調査
- ②被災地市町村社協の被害や状況調査
- ③市町村社協災害ボランティアセンター立ち上げの要否と調査
- ④被災地の災害対策本部等との連携状況調査

※上記①~④の具体的調査項目例は 10 ページの「参考資料 2」に示します。

先遣隊は、現地において、被災地市町村社協職員や関係機関職員等と協力して業務にあたります。

(4) 先遣隊の派遣・活動期間

先遣隊は、原則として日帰りによる派遣とします。離島等の遠隔地への派遣や交通機関の影響等により日帰りが困難な場合は、事務局長の判断により、宿泊を認めることができます。現地へ行けない場合については、被災地社協職員等との連絡を密にし、必要な情報を行います。

(5) 先遣隊派遣に向けた準備すべき資機材

県社協において、平時から先遣隊派遣を想定した資機材を整備し、資機材は総合福祉セン

ター地下倉庫にて適正に保管・管理します。

(6) 先遣隊からの報告

先遣隊は「参考資料2」に示す項目を中心に、行った調査結果について事務局長に報告します。緊急を要する事項については現地から随時報告を行うよう心がけます。

参考資料2

被災状況調査項目例（先遣隊用）

1. 被災の状況について

- (1) ライフラインの復旧状況について
- (2) 避難世帯数および避難所の様子について
- (3) 被災者の様子について（健康状態、食事、睡眠、衛生状況、メンタルヘルス等）
- (4) 被災地住民のニーズについて
- (5) 住宅、公共施設等の建物への被害状況について
- (6) 区域外からの交通アクセスについて
- (7) 二次災害の危険性について
- (8) その他、被災の状況に関することについて

2. 被災地市町村社協の状況

- (1) 建物への被害の様子について
- (2) 社協事務所までのアクセスについて
- (3) 社協職員の様子について
- (4) 社協事業の実施状況について
- (5) 現地市町村社協で使用可能な資機材等について
- (6) 現地市町村社協に必要な（調達を要する）資機材等について
- (7) 現地市町村社協のニーズについて
- (8) その他、現地市町村社協に関することについて

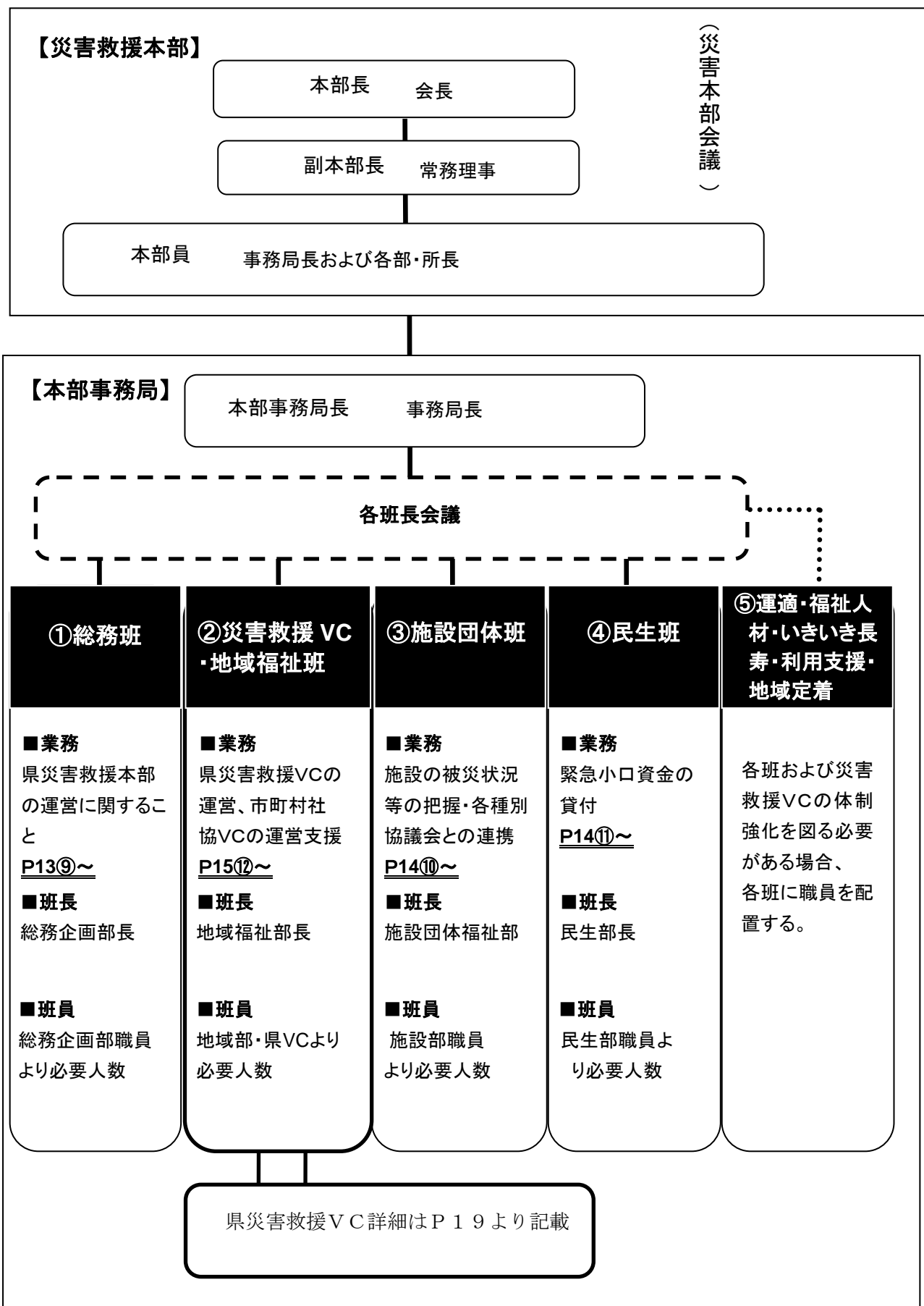
3. 被災地災害ボランティアセンターの要否

- (1) 被災地住民のニーズについて
- (2) 現地市町村社協の意見について
- (3) 災害ボランティアセンター設置に際して予想される問題点について
- (4) 社協事務所でのスペースの確保（施設提供）について
- (5) 職員派遣のニーズについて
- (6) その他、現地災害ボランティアセンターの設置に関することについて

4. 被災地の災害対策本部等との連携状況

- (1) 被災地の災害対策本部の設置の有無について
- (2) 被災地の災害対策本部または担当課の状況について
- (3) 現地市町村社協に対する要請内容について
- (4) 災害ボランティアセンターの設置に関することについて
- (5) 現地市町村社協との連絡窓口について
- (6) その他、災害対策本部との連携状況について

図解1 災害救援本部組織図



Step 4 : 県社協災害救援本部の設置

(1) 災害救援本部の設置

緊急会議の協議により災害救援本部の設置が必要との判断があった場合、事務局長は会長の承認を得て、災害救援本部を設置します。本部設置後は、必要事項については災害救援本部会議にて協議・決定します。

(2) 災害救援本部の組織と役割

災害救援本部の組織と役割は以下のとおりです。

①本部長

本部長は会長がこれを務め、本部を総括します。

②副本部長

副本部長は常務理事がこれを務め、本部の総括を補佐します。

③本部員

本部員は事務局長、および各部・所長がこれを務めます。

④災害本部会議

本部長は、災害救援本部会議を招集します。災害本部会議では、本部の運営に関する基本方針や本部の解散等について必要な協議を行います。

本部長と連絡が取れない場合、または、本部長の出席が困難な場合は、次の順で災害救援本部会議を招集し、議長を務めることができます。

ア. 常務理事

イ. 事務局長

ウ. 総務企画部長

エ. 地域福祉部長（県 VC 所長）

⑤本部事務局

本部には事務局を設置します。事務局には、「総務班」、「施設団体班」、「民生班」、「県災害救援 VC・地域福祉班」を設置します。

⑥本部事務局長

本部事務局長は事務局長がこれを務め、本部事務局の実務を掌理します。

⑦本部事務局員

本部事務局員には、各部・所から必要数の職員が派遣されます。

⑧班長会議

本部事務局の運営に関することを協議するため、本部事務局長は班長会議を招集します。班長会議では、各班への職員の動員や支援の進捗状況の報告、各班間の連絡調整、今後の支援の方針等について協議します。班長会議には各班の班長他、本部事務局長の判断により、関係者を出席させることができます。

⑨総務班

総務班は、総務企画部長が班長を務め、総務企画部職員が班員となります。主に以下の役割を担当します。

ア. 県災害対策本部との連絡調整

県災害対策本部（設置されない場合は福祉・援護課）との連絡窓口となります。

イ. 全社協、九州ブロック社協との連絡調整

全社協、九州ブロック社協との連絡窓口となり、全社協（全国ボランティア活動振興センター）への支援要請や、「災害時相互応援協定」に基づく九州ブロックの各県・市社協への応援要請、または必要な情報提供を行います。

ウ. 本会役員との連絡調整

正副会長をはじめとする本会役員との連絡窓口となります。

エ. 被災市町村社協へ届ける資機材・備品等の支援

県社協の特別会員（篤志企業）等へ支援を呼び掛け、被災市町村社協へ届ける資機材・備品等の調達を行います。この時、どのような資機材・備品が必要かについては県災害救援 VC を通じて情報を入手します。

（仮設トイレ、スコップ、一輪車、マイクロバス、移動入浴車、食料品、衣料品、常備薬…）

オ. 報道機関等への対応

報道機関等への対応の窓口となります。取材や会見については、事務局長等が対応し、総務班以外の職員を同席させることもあります。

カ. 災害救援本部活動にかかる経理事務

本資機材の調達や先遣隊の派遣費用、ボランティアや職員の活動諸経費をはじめ、災害救援 VC の運営に係る支出を含む、本部活動全体にかかる収支に関する経理事務を担当します。

キ. 沖縄県共同募金会との連携

「災害積立準備金」等の活用に関する連絡調整等を行います。

ク. 本部の運営及び災害ボランティア活動に係る資金の確保について

災害の規模によって、必要となる資金の額や活用できる資金は異なります。「災害積立準備金」以外の資金の確保が必要な場合は、関係機関（全社協、共同募金会等）と連携して情報の収集にあたりるとともに行政や関係機関・団体からの資金の申請・調達・受付等を行います。

ケ. その他、他班の所掌に属しないこと

総務班は、災害救援本部の運営全般に関することを掌理します。班長会議の開催・運営や決定事項の伝達、本部内の各班間の連絡調整を行います。

⑩施設団体班

施設団体班は、施設団体福祉部長が班長を務め、施設団体福祉部職員が班員となります。主に以下の役割を担当します。

ア. 社会福祉施設の被災状況に関する情報の収集・整理

各種別協議会と連携しながら、被災した地域周辺の福祉施設の被災状況について情報収集にあたります。

イ. 被害を受けた社会福祉施設の救援に関する情報収集および連絡調整

福祉施設が被害を受けている場合、利用者や要援護者の緊急避難や救援活動の状況を確認します。必要に応じて、福祉施設へ現地入りして調査する場合があります。また、施設の閉鎖や休止に伴う影響等について関係者から聞き取りを行い、必要な協議を行います。災害救援ボランティアの要請があった場合は、県災害救援VCや被災地社協VCと連携して支援にあたります。

⑪民生班

民生班は、民生部長が班長を務め、民生部職員が班員となります。主に以下の役割を担当します。

ア. 生活福祉資金貸付制度の運用

災害によっては、被災により多くの住民が当面の生活資金の確保が困難を生じることが想定されます。緊急小口資金等の貸付ニーズが寄せられた場合、速やかに対応できるよう、被災地市町村社協と連携して、貸付申請手続きおよび貸付決定が速やかに行われるよう、協議を行います。

イ. 地域福祉班との連携

県社協民生部では県民生委員児童委員協議会（県民児協）の支援を行っていることから、災害時においても県民児協を通じた被災地支援を行います。具体的には、被災地の民児協事務局や民生委員児童委員を通じた被災者のニーズ把握、必要となる支援の協議等を行います。市町村民児協事務局の多くは市町村社協内に設置

され、担当者も社協職員が兼務していることが多いことから、民生班は、地域福祉班と連携して市町村社協支援にあたることが重要です。連絡調整の窓口を一本化することで、より効率的に情報を収集・伝達することが可能となります。

⑫県災害救援ボランティアセンター・地域福祉班

本部の実働組織として「県ボランティア・市民活動支援センター」を「県災害救援ボランティアセンター（VC）」へ移行、設置します。設置に際しては、各部・所長等と協議の上、本部事務局員を業務にあたらせます。県災害救援 VC（地域福祉班）の所長（班長）は県ボランティア・市民活動支援センター長（地域福祉部長）が務めます。

また、事務局長の判断により、必要に応じて、関係者にVC運営について協力を求めることができます。

県災害救援 VC・地域福祉班の主な役割は以下のとおりです。なお、詳しい内容についてはP. 19（Ⅲ. 災害救援ボランティアセンターについて）に記述します。

ア. 被災地市町村、並びに社協の被災状況に関する情報の収集・整理

※民生班や県民児協とも連携し、情報の収集・整理にあたります。

イ. 市町村社協、並びに災害ボランティアセンター支援

ウ. 災害救援ボランティアの活動支援

- ・市町村社協の緊急対応、緊急体制整備の支援
- ・市町村災害ボランティアセンター立ち上げ支援
- ・県内市町村社協および関係機関・団体との連絡調整
- ・（県内外の）ボランティア・NPO活動のための資金確保
- ・ボランティア活動者やスタッフの健康管理
- ・被災地社協VCの状況、被災地情報の収集と記録、管理
- ・関係機関、県民への情報発信。県の災害ボランティア担当部局との必要な情報の共有
- ・ボランティアに関する問い合わせ対応窓口の設置
- ・県ボランティア・市民活動支援センター運営委員との連絡調整
- ・被災地社協VCと行政との関係を支援する
- ・（県内外の）支援スタッフ（専門家）派遣の受付、動員、受け入れに関すること。
- ・（県内外の）救援物資・資機材の確保と配分。
- ・現地交通機関アクセスの手配。

⑬各部・所からの職員の動員について

県災害救援 VC をはじめとする各班は、県社協のそれぞれの部・所の職員を主に配置して構成しますが、必要に応じて各部・所から職員を動員し、必要数を配置します。

<補足説明>

本部の立ち上げ期や、県災害救援 VC の立ち上げ期、活動期に迅速かつ適切に対応していくためには、十分な人員配置に配慮しなくてはなりません。各部・所からの動員に際しても、配属される班の役割に照らし、必要とされる人材を効果的に投入することが大切です。

例えば、民生部では生活福祉資金貸付事業において日常的に市町村社協職員と連携して業務にあたっています。そのため、現地で市町村社協職員と連携して業務にあたる職員を派遣する場合は、民生部の職員を投入するとよりスムーズに連携が図られると思われます。

また、配属する日数も配慮が必要です。1クール5日程度を目安に配属することで、落ち着いて業務にあたることが可能です。

Step 5 : 本部の解散および平常時の取り組みについて

(1) 本部の解散について

本部の解散については、災害救援本部会議で協議します。解散に関する判断については、被災地や被災地市町村社協の状況を考慮しながら行います。災害本部会議では被災地の市町村社協や関係者の意見も踏まえて、最終決定することが大切です。

参考資料 3

県災害救援 VC 閉所の判断

VC 閉所の判断には、被災地社協職員や災害ボランティアセンターの運営スタッフ、NPOなどと慎重に協議を行う必要があります。

被災地住民や被災地社協の自立的な復興を妨げてはいないか、多くの人員や力を必要とする支援から生活支援にニーズが変化してきていないかなど被災者・被災地主体の視点で検討します。

また、VC の閉所後の中長期的な、地元主体の支援体制を整えていく必要があります。

【閉所のポイント】

- 被災者ニーズの量と質の変化（地元対応で可能なものへ。生活支援ニーズへの移行など）
- 生活基盤の整備状況（避難所から自宅へ、応急仮設住宅へ）
- 余震や台風の再来の心配が軽減し安全が確保されている。
- 当該自治体の災害対応の変化、変更（災害対策本部から復興支援本部への移行など）

(2) 平常時の取り組みについて

災害時に迅速かつ適切な支援を実施するためには、平常時から災害を想定した様々な取り組みを進めることが重要です。

① 県社協内における災害対策及び体制の強化

県社協が行う災害時支援は、情報収集や先遣隊の派遣、被災地ボランティアセンターの立ち上げと運営支援、資金や資機材の調達、ボランティアのコーディネート等、多岐にわたっており、その職責を担う職員には高い専門性が求められます。災害時支援に関する知識やスキルを身につけ、各人が持つ能力を最大限に発揮するためには、県社協内の人材育成が重要となります。そこで、次の基本方針のもと、災害対策体制の強化を図ります。

参考資料 4

災害対策体制の強化に向けた基本方針

(1) 災害担当職員の任命

年度当初に、県社協事務局の正規職員の中から5名を「災害担当職員」として任命し、全社協および県社協等が開催する災害に関する研修会等への参加や、職員派遣要請に基づく被災地への派遣を行います。なお、災害担当職員の任命期間を2年間とします。

(2) 災害時支援に関する研修会の積極的な受講

県社協職員は、県ボランティア・市民活動支援センター等が開催する災害時支援に関する研修会に参加し災害支援に必要な知識を身につけるよう自己研鑽に努めます。

(3) 資金の確保について

災害救援本部が行う災害救援に係る資金の確保のために、県社協災害対策本部活動資金の積立を検討します。

(4) 連絡網の整備

発災時における職員間の連絡が円滑に行われるよう連絡網の整備をする。

② 県内市町村社協への働きかけ

県社協は、県内市町村社協の協力関係強化を図ることを目的とした研修やネットワークづくり、また、組織に危機管理体制整備のためのマニュアルや手引き策定を行う場合の支援も行います。

③他機関との関係づくり

災害時の支援活動では、緊急に必要な社会資源を被災地に届ける必要があります。そのためには、さまざまな関係機関との支援の連携・連動が求められます。早急かつ円滑に協働を進めるためには、日頃からの組織間の協力関係の構築、担当者間の関係づくり、情報交換などの積み重ねが大切です。

④県社協災害救援本部マニュアルの更新について

県社協災害救援本部マニュアルについては、県社協や市町村社協、関係機関等の職員や関係者とともに研修や災害シミュレーションを行い、想定される課題等を分析のうえ必要に応じて修正・改定を行います。

Ⅲ. 災害救援ボランティアセンターについて

1. 目的

マニュアルの冒頭『Ⅰ 社協が災害対策に取り組む理由について』に示すように、災害時には、さまざまな生活支援が必要となります。社協は、日頃の取り組みによって培った支援力やネットワークを活かし、被災者の暮らしを地域で支えあう役割や、災害ボランティア活動を支援する役割、被災地復興へ向けたまちづくりを支援する役割などが期待されています。

県災害救援ボランティアセンター（VC）は、被災地社協VCが以下4つの支援機能を柱として、被災者主体の災害ボランティア活動を総合調整する役割を果たせるよう、県レベルのセンターとして各種関係機関・民間団体と協力してその支援を行います。

2. 災害救援VCによる支援の4C

被災地社協VCが次の4つの機能を持ち、被災地支援活動の役割を果たせるように県災害救援VCは支援を行います。

●Community（コミュニティ） 被災地の地域性を大切に

災害が起こる前の地域住民・当事者・利用者の主体性やボランティア・市民活動、地域福祉活動の有様と現在の状況を照らし合わせた災害VCにおけるコーディネーション。

●Collaboration（コラボレーション） 協働体制を創り出す

被災地の社会福祉協議会やボランティア・市民活動推進団体、地縁組織他や、被災地外の支援団体や専門機関が協働し、互いの強みを活かし、かつ困難状態を共に乗り越えていくコーディネーション。

●Coordination（コーディネーション） 被災者とボランティアをつなぐ

単なる人や物や情報などの調達・分配する仕組みをコーディネーションと言うのではなく、被災者のニーズとペースに併せて志を持つボランティアの想いを効果的につなげる熱意とスキルを併せ持つコーディネーション。

●Co-operation（コ・オペレーション） 活動プログラムを創り出す

被災地域、被災者の自立と再建に向けた課題（ニーズ）を明らかにするための直接・間接のアプローチと自立性を損なわず、依存を高めない支援プログラムの開発など、コミュニティワークの専門性が備わったコーディネーション。

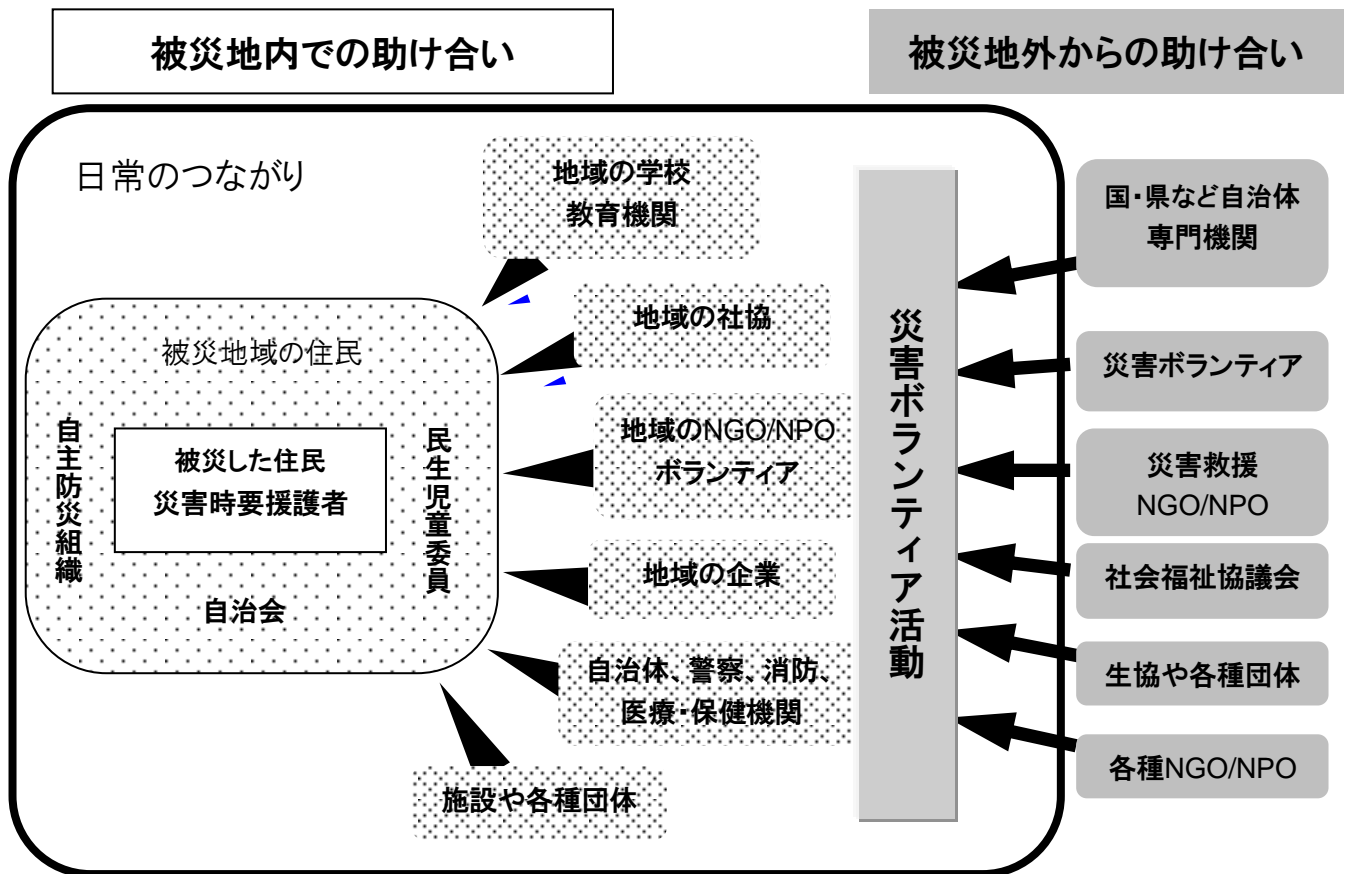
3. 災害時のボランティアについて

災害ボランティア活動は、行政ではカバーしきれないきめ細やかなニーズ対応も可能であり、被災者の心の支えにもなり得る存在です。

一度被災すると住民は「被災者」として避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされたり、家屋や財産の損失等の被害を負うこととなります。住民が一日でも早く元通りの生活が行えるよう、自宅周辺の土砂やがれきの撤去、家屋の清掃、避難所や仮設住宅での生活支援等、住民ニーズに応じた活動を行うのが災害時のボランティア活動です。

被災地では地域の社協や関係者が中心となってボランティアセンター（VC）を立ち上げ、被災者ニーズとボランティアをつなぐコーディネートが展開されますが、災害の規模や現地の状況によっては、被災地外からの支援が必要となります。そこで、県VCは被災地VCを支えるために、後方支援を行います。地域の自助努力を支え、地域の力の回復を図るためには、被災地VCと県VCが密に連携をしていくことが重要となります。

図解2 災害時における被災者と支援機関の相関図



※参考：災害救援マニュアル作成ハンドブック（兵庫県社協／ひょうごボランティアプラザ『地域協働による支援のかたち』）

なお、災害ボランティア活動やその環境整備の必要性及び社協との連携については、内閣府の『防災基本計画』のほか、災害対策基本法第40条の規定に基づく『沖縄県地域防災計画』においても触れられています。

内閣府『防災基本計画』 防災ボランティア活動の災害整備（一部抜粋）

地方公共団体はボランティア団体と協力して発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。国及び地方公共団体は日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその環境整備を行うものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

『沖縄県地域防災計画』

第2章30節「ボランティア受け入れ計画」では、沖縄県社会福祉協議会がボランティアの活動本部を設置することが記載されています。（以下、抜粋）

県、市町村、社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

◎活動場所の提供（県、市町村）

沖縄県社会福祉協議会が設置するボランティア活動本部

<本部の役割>

- ボランティアの活動方針の検討
- 全体の活動状況の把握
- ボランティアニーズの全体的把握
- ボランティアコーディネーターの派遣調整

4. 運営と役割

（1）運営

県災害救援VCは県社協災害救援本部「災害救援VC・地域福祉班」に位置づけされ、救援本部の他の班と連携し、被災地社協VCの後方支援を行います。また、県災害救援VCは県社協以外に、必要に応じて、県や市町村等他の関係機関、市民団体、被災地近隣社協など協働して支援にあたります。

（2）役割

県災害救援VCは県災害救援本部の他の班と連携をしながら、以下の役割を行います。

①被災地社協VC立ち上げおよび継続活動支援

被災地の状況、規模を把握しながら必要な備品、資材の準備、適切なVC設置場所

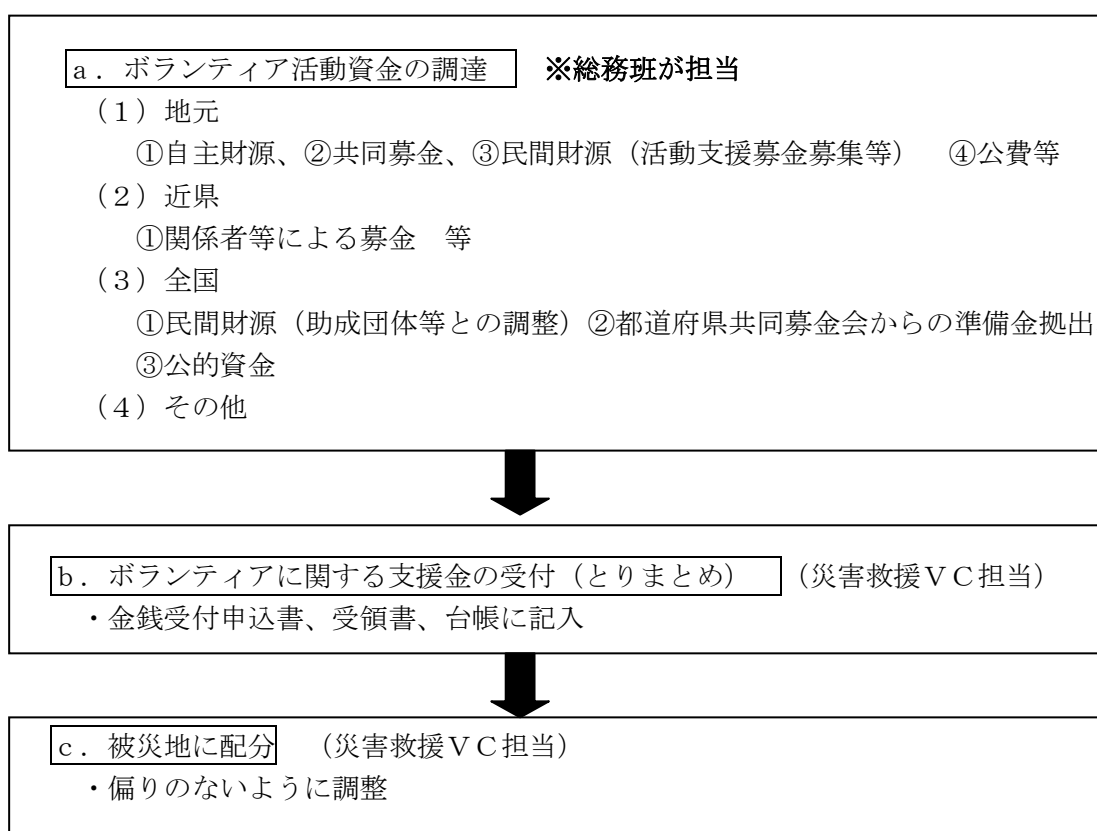
の確保などの支援を行います。また、必要に応じて、被災地社協VCと行政の連携をスムーズにするための後方支援や、各関係機関や他団体との連絡を取り調達や要請を行います。

②県内市町村社協及び関係機関・団体との連絡調整

被災地社協VCの後方支援の拠点として、県内市町村社協や県、日本赤十字社、共同募金会など様々な他関係機関との連絡調整を行います。

③（県内外の）ボランティア・NPO活動のための資金受付・配分

災害救援ボランティア活動に係る資金については、総務班がその確保を行い、災害救援VCでは被災地社協VC等から必要な資金について取りまとめて、配分を行います。基本想定される流れは以下の通りです。



④ボランティア・VCスタッフの健康管理

過度の負担を強いるような勤務体制とならないようローテーションの管理・配慮をするほか、ボランティア・VCスタッフ一人ひとりが十分に体調管理に気をつけ、互いに体調を気遣い合えるような環境づくりを行います。

⑤被災地社協VCの状況、被災地情報の収集と記録、管理

被災地社協VCの後方支援の拠点として、状況把握のために被災地情報の収集をし、その記録とデータ管理をします。

⑥関係機関、県民への情報発信。県の災害ボランティア担当部局と必要な情報の共有

災害救援VC立ち上げ後にはブログ開設やメーリングリストの立ち上げ、県社協HPや県ボランティア・市民活動支援センターのHP他、電話、FAXなど、状況に応じた手段で情報の発信や共有を行います。

【発信内容】

- ・ 県災害救援VC設置場所や運営、業務内容
- ・ 被災地情報、ボランティア（ボランティアが必要ではない場合も含めて）情報、物資・支援金・義援金情報
- ・ その他

【発信先】

- ・ 行政（県の災害ボランティア担当部局など）、全社協、報道機関、関係機関、一般県民、その他

⑦ボランティアに関する問合せ対応窓口の設置

県災害救援VC立ち上げ後には、県内外からボランティアに関する問い合わせが多数寄せられることが想定されるため、速やかにボランティアに関する問い合わせ窓口を設置し対応します。

⑧県ボランティア・市民活動支援センター運営委員との連絡調整

必要に応じ、連絡・連携等の調整を行う。

⑨現地交通機関アクセスの手配

必要があれば行政や関係機関等と連携をとりながらバスや船などの運行について調整をします。運行が決定したら被災地社協VCへの連絡をし、HP等で広報して周知徹底を図ります

⑩人材の調整・確保・派遣について

ア. 被災状況や被災地社協VCからの連絡・ニーズに対応できる柔軟な人材派遣を行います。主な派遣要請先は以下の通りです。

- ・ 県内市町村社協、九州ブロック社協その他地域の社協
- ・ ボランティア団体・NPO・中間支援団体
- ・ その他関係機関等

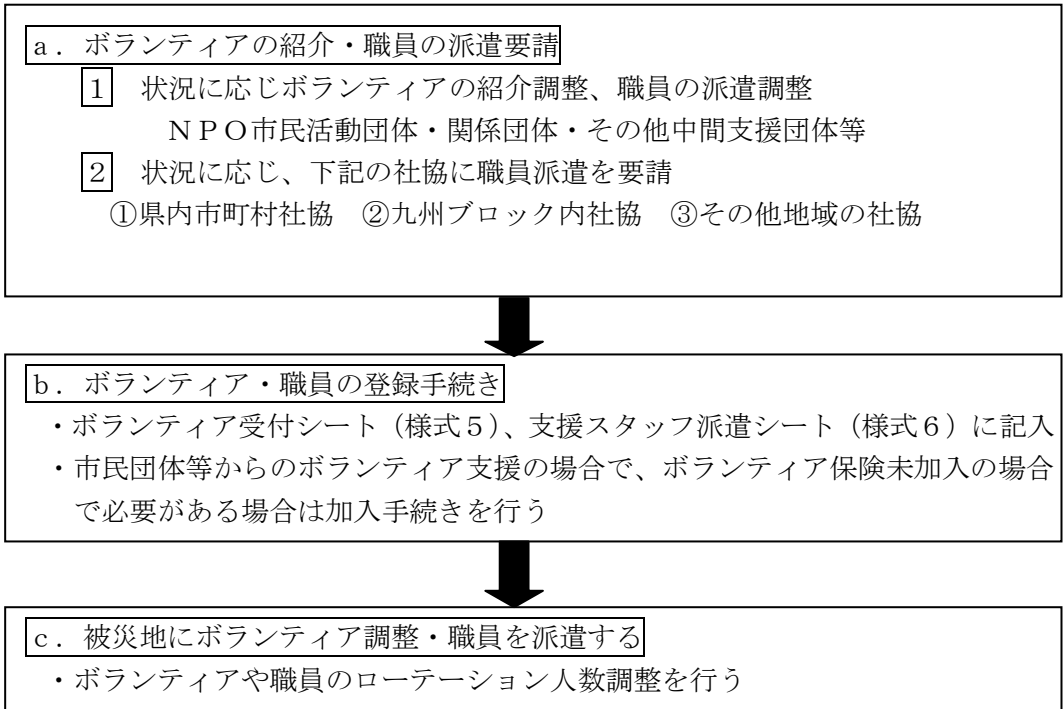
イ. 派遣人材に関しては主に以下のような能力が求められます。

- ・ 地域に向くことに慣れ、地域住民に向き合い寄り添って話ができる能力や調整能力が高い
- ・ 被災者ニーズに沿った支援のプログラム化ができる
- ・ その他（介護・介助、移送・移動、保育他被災者ニーズに対応できる人材など）

ウ. 派遣調整に関しては以下の視点が重要です。

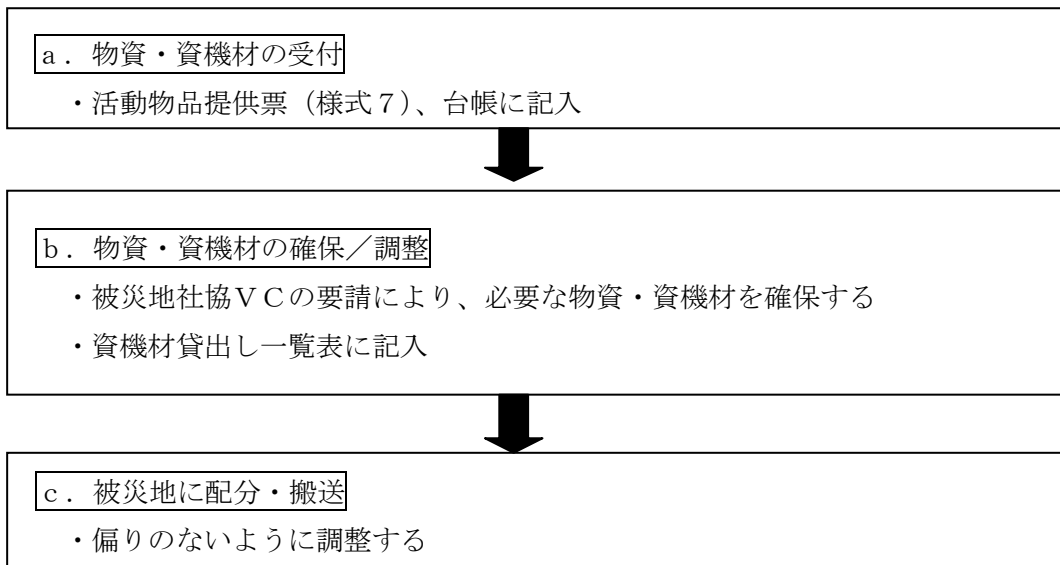
- ・被災地の災害V Cの運営支援を行える派遣調整を基本とする。(P16<補足説明>参照)
- ・過度の負担を強いるような派遣体制とならないようローテーションや派遣内容、日数の調整を行う。

エ. 想定される人材派遣の基本的な流れ



⑪ (県内外の) 救援物資・資機材の確保と配分

災害ボランティア活動を行う際の資機材や、被災地社協V Cからの情報や状況に応じた支援物資について手配を行います。被災地社協V Cの状況や希望を確認した上で直接送付してもらうよう手配することもあります。基本想定される流れは以下の通りです。



図解3 時系列 県災害救援VCの主な動き

	県災害救援VCの動き	被災地VCの流れ
救急救命期 (災害VC立ち上げ期)	<p style="text-align: center;">=災害発生（VC立ち上げ前）=</p> <p>県社協 初動体制・情報収集（地域部職員連絡）⇒ 緊急会議の開催 先遣隊の派遣⇒</p> <p>被災地社協VCへ情報提供や設置の後押しをする</p> <p style="text-align: center;">=県災害救援本部設置= (各班体制・県災害救援VC始動)</p> <p>被災地VC立ち上げ支援 ・情報収集と連絡調整の下、必要な資機材支援調達、運搬の確保 ・コーディネーター等の配置手配移動手段の確保 ・被災地VC設置決定の周知、情報支援 ・自治体や関係機関との連絡調整の後方支援、必要に応じ近隣社協への応援要請</p>	<p>被災地社協 被害状況の把握 情報収集、職員の安否確認、被害等関係情報の収集、避難所、避難者数の確認</p> <p>VC設置の判断 VCの設置や緊急対応協議</p> <p style="text-align: center;">=VC設置決定 運営開始直前=</p> <p>VC運営体制整備、開所準備 ・VC拠点、VCレイアウト決定 ・必要備品・資機材の準備 ・運営体制・人員配置の決定 ・VC開所の周知、情報発信 ・自治体、関係機関との連絡調整や協議</p>
	<p style="text-align: center;">=VC運営開始 =</p> <p>適切な人材の確保、派遣、調整 被災地までの交通アクセスの確保と手配</p> <p>必要に応じ、ボランティアバス（船）の運行手配、支援</p> <p>災害ボランティアに必要な資機材の確保、調整</p>	<p>運営に必要なコーディネーターや被災地ニーズに沿ったプログラム支援のできる人材、その他専門家派遣の要請</p> <p>ボランティア受付・登録、活動の紹介（マッチング）、ボランティアの送り出し</p> <p>ボランティア活動に必要な物資の把握</p>
緊急救援期 (災害VC活動期)		

<p>緊急救援期 (災害VC活動期)</p>	<p>ボランティア・NPOのための資金確保</p> <p>県内外関係機関・NPO、団体との連絡、調整</p> <p>被災地状況やボランティア情報の収集、管理、ブログ、HP等での発信、問い合わせ対応</p> <p>ボランティア・スタッフの健康管理</p>	<p>ボランティアに関する支援金の受付</p> <p>関係機関、NPOとの連携</p> <p>広報、情報発信、問合せ対応</p> <p>ボランティア・スタッフの健康管理</p>
<p>生活支援・住宅再建期 (災害VC閉鎖期)</p>	<p>=災害救援本部解散会議=</p> <p>解散会議に必要な情報収集を行う 活動状況を常に把握し、派遣の減、停止の判断を行う</p> <p>=災害救援本部解散VC閉所=</p> <p>閉所について情報発信 閉所の処理、手続き（会計報告など）</p> <p>救援物資の整理、保管</p>	<p>=VC閉所準備=</p> <p>VC閉所に向けた協議</p> <p>=VC閉所=</p> <p>VC閉所について情報発信 VC閉所の手続き (活動報告や会計報告など) 借用資機材の返却 中長期的な復興支援計画づくり</p>
<p>復興期</p>	<p>通常業務</p> <p>活動ふりかえり及びデータ整理</p> <p>継続的な復興支援</p>	<p>通常のVC業務</p> <p>新たなボランティア活動やサービスの開発と実施</p>

5. 閉所

(1) 閉所までのながれ

本部の解散により、災害救援VCを閉所します。閉所までの流れは、次のとおりです。

①解散に関する会議のための情報収集

- ・本部の解散会議のため検討材料となる情報収集を行います。また、ボランティア活動状況の把握に努め、派遣を減員、終了します。

②災害救援VC閉所の手続き

- ・災害救援VCの解散決定後、速やかに行政・県内外の社協・NPO・県民などにブログ、メーリングリスト、ホームページ等により閉所を周知します。
- ・閉所時の業務内容
 - ・反省会の実施
 - ・お礼状等の送付
 - ・会計報告、活動報告書の作成
 - ・見舞金や寄付金の取り扱いについて検討
 - ・今後の被災地社協の取り組みの確認
 - ・その他事務処理等
 - ・資機材の回収と貸与資機材の返却
 - ・救援物資の整理
 - ・その他

6. 閉所後の支援

センターが閉所されても復興に向けたまちづくり計画に積極的に参画し、被災地が復興するための継続的支援を行います。